| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

二　総務省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第二号に掲げる官職への採用を目的としたもの

三　外務省経験者採用試験（書記官級）　経験者採用試験のうち、第二条第三号に掲げる官職への採用を目的としたもの

四　国税庁経験者採用試験（国税調査官級）　経験者採用試験のうち、第二条第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの

五　農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの

［号を削る。］

六　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの

［号を削る。］

七　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第七号に掲げる官職への採用を目的としたもの

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力

三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質

備考　［同上］

一　［同上］

二　会計検査院経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第二号に掲げる官職への採用を目的としたもの

三　総務省経験者採用試験（係長級（事務））　経験者採用試験のうち、第二条第三号イに掲げる官職への採用を目的としたもの

四　総務省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第三号ロに掲げる官職への採用を目的としたもの

五　外務省経験者採用試験（書記官級）　経験者採用試験のうち、第二条第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの

六　国税庁経験者採用試験（国税調査官級）　経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの

七　農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの

八　国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））　経験者採用試験のうち、第二条第七号イに掲げる官職への採用を目的としたもの

九　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第七号ロ又はハに掲げる官職への採用を目的としたもの

十　観光庁経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの

十一　気象庁経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この内閣官房令は、令和七年四月一日から施行する。

## 省　令

**○外務省令第五号**

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正